

経済産業省

20191223保局第1号
令和元年12月25日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官 小澤 典明

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正
について

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（20130605商
局第3号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈についての一部改正 新旧対照表

○電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（2013年6月5日商局第3号）【別表第十関係】

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	現 行
別表第十 雜音の強さ	別表第十 雜音の強さ
第1章 共通事項	第1章 共通事項
1 適用区分	1 適用区分
1.1 (略)	1.1 (略)
1.2 適用方法 1.1の表に記載のない品目（省令における細部品名等を含む。）、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用章別及び次の取扱いを基に判断する。ただし、雑音の発生原因がないもの（抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る）にあっては、適用章別にかかわらず技術基準に適合しているものとみなす。 (1) 高周波利用機器 第2章で対象とする「高周波利用機器」とは、加熱素子に電磁誘導加熱を利用した機器等の発振器により高周波を発生させて使用する機器をいう。	1.2 適用方法 1.1の表に記載のない品目（省令における細部品名等を含む。）、多機能を有する機器、機器の構造上表の適用章別が適切でない場合は、雑音の発生原因が類似の機器の適用章別及び次の取扱いを基に判断する。ただし、雑音の発生原因がないもの（抵抗負荷、誘導負荷、白熱電球並びに変圧器のみ又は、これらの組み合わせのみで構成されるものであって、自動制御機能がない電気用品に限る）にあっては、適用章別にかかわらず技術基準に適合しているものとみなす。 (1) 高周波利用機器 第2章で対象とする「高周波利用機器」とは、 <u>電磁誘導加熱式調理器</u> 、 <u>家庭用電位治療器</u> 、 <u>家庭用超音波治療器</u> 、 <u>家庭用超短波治療器</u> 、 <u>超音波加湿機</u> 、 <u>電子レンジ</u> 、 <u>高周波脱毛器</u> 、 <u>超音波洗净器</u> 、 <u>超音波ねずみ駆除器</u> 、 <u>加熱素子に電磁誘導加熱を利用した機器等</u> の発振器により高周波を発生させて使用する機器をいう。
(2) • (3) (略)	(2) • (3) (略)

<p>(4) <u>広帯域電力線搬送通信(高速PLC)機能を有する電気用品の場合</u> <u>は、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)第46条の2</u> <u>第1項第四号に適合すること。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p>	<p>[新設]</p> <p>2 (略)</p> <p>第2章～第9章 (略)</p>
---	---